

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる 証票の交付申請等の手続きについて

1. 新規申請

新たに証票の交付を受けようとする場合及び更新交付申請により新証票の交付を受けずに、有効期限経過後に立札及び看板の類を掲示しようとする場合（新規の申請として申請書を提出する必要があります。）には、次の書類により、新規に証票の交付を申請し、新証票の交付を受ける必要があります。

①証票交付申請書（第2号様式 公職の候補者等）

②証票交付申請書（第3号様式 後援団体）

※以下、上記①②を「交付申請書」という。

2. 更新申請

既に受けた証票の有効期限経過後も引き続き立札及び看板の類を掲示するためには、次の書類により更新交付を申請し、有効期限までに新証票の交付を受けておく必要があります。

①証票更新交付申請書（第4号様式 公職の候補者等）

②証票更新交付申請書（第5号様式 後援団体）

※以下、上記①②を「更新申請書」という。

3. 証票の交付を受けずに立札及び看板の類を掲示することはできません。

また、既に受けた証票の有効期限までに新証票の交付を受けなかった場合、有効期限後は、立札及び看板の類を掲示することはできません。

※新証票を貼付せずに立札及び看板の類を掲示した場合には、罰則（2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金）が適用されることがあります。（公職選挙法第243条第1項第4号）

4. 1又は2により新証票の交付を申請する場合には、更新申請書又は交付申請書は、郵送によることなく、必ず持参してください。また、その際には、申請書（候補者等の申請は候補者等が署名、後援団体の申請は代表者及び候補者等が署名したもの）及び受領者の印鑑を持参してください。

5. 証票の交付枚数は、次の表に掲げる枚数以内です。

（公職選挙法施行令第110条の5第1項第5号）

選挙の種類	新証票の枚数	
	公職の候補者等	後援団体
市長	6枚	6枚
市議会議員	6枚	6枚

6. 後援団体に係る申請については、候補者等の「同意」が必要であるため、申請書の同意欄に候補者等が署名をしてください。

この場合、証票の交付申請枚数は当該候補者等に係るすべての後援団体を通じて、上記表に掲げる立札、看板の枚数を超えることができません。

7. 政治活動用事務所に掲示する立札及び看板の類の要件

○公職の候補者等の立札及び看板の類は、公職の候補者等の事務所にしか掲示できません。

○後援団体の立札及び看板の類は、後援団体の事務所にしか掲示できません。

○1つの事務所につき2枚までしか掲示できません。（公職選挙法第143条第16項第1号）

○立札及び看板の類の規格は、**150cm×40cm**（規格には足の部分も含まれます。）以内です。（公職選挙法第143条第17項）

○立札及び看板の類については、選挙管理委員会が交付する証票を貼る必要があります。

○立札及び看板の類の両面を使用する場合には、両面に証票が必要です。（2枚として数えることとなります。）

○空き地、田畑、駐車場、空き家等政治活動用事務所の実態がない場所には掲示できません。

8. 証票交付申請書に記載した掲示場所等を異動した場合には、別途定められた様式により、その旨を豊前市選挙管理委員会へ届け出てください。

9. 証票が汚損若しくは破損したため使用できなくなったとき又は紛失若しくは盗難にあったときは、再交付の申請をしてください。

なお、紛失（盗難）の場合は、警察署へ紛失届（被害届）の提出が必要です。

10. 証票の交付に係る選挙の種類を変更した場合には、看板等に係る証票も変更しなければなりません。（選挙の種類によっては、交付申請先の選挙管理委員会が変わります。）